明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一七―〇―一二二）　一

〔告　示〕

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二四六）　二
○人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二四七）
○気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二四八）
○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**二四九）
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**六）
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件（**文部科学**九五）
○平成二十九年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件の一部を変更する件（**同**九六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一一八一～一二一一）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**六九〇）
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四一、一四二）

〔人事異動〕

内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　宮内庁　公正取引委員会　復興庁　気象庁　海上保安庁　環境省　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
公示送達関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
企業年金基金変更関係
会社その他
会社決算公告

規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月十二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一二二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、「サイバーセキュリティ・情報化参事官」を削り、同部子ども・子育て本部の項の次に次のように加える。

総合海洋政策推進事務局	事務局長　次長　参事官　企画官　参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）

別表内閣府の部沖縄総合事務局の事務所の項中「課長」を「課長　支所長」に改める。

別表個人情報保護委員会の部事務局の項中「事務局長」を「事務局長　次長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「事故調査室長」を「消費者教育推進室長　事故調査室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「評価監視官」を「評価監視官　統計情報システム管理官」に、「恩給企画管理官　恩給審査官」を「恩給企画管理官」に改め、「、企画調整課に所属する者のうち人事に関する事務を担当する者」を削り、「行政評価局総務課」を「企画調整課、行政評価局総務課、情報流通振興課」に、「個人番号企画室長　情報システム室長」を「サイバーセキュリティ・情報化推進室長」に改め、「統計品質管理官　統計情報企画室長」を削り、「首席分類銘柄情報官」を「首席分類銘柄情報官　統計品質管理官」に、「恩給経理官」を「恩給経理官　恩給審査官」に、「統計企画管理官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「統計情報システム管理官補佐（統計情報システム管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　統計企画管理官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、「恩給審査官補佐（恩給審査官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削り、同部統計研修所の項中「統計研修所」を「統計研究研修所」に、「管理課長」を「管理課長　課長補佐（管理）」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「処遇企画官」を「処遇企画官　人権擁護推進室長」に改め、同部矯正研修所の項中「教頭　庶務課長」を「副所長　部長　総務課長」に改め、同部地方検察庁の項中「検務監理官」を「情報解析監理官　検務監理官」に改め、同部地方法務局の項中「次席登記官」を「次席登記官　復興事業対策官」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「宇宙室長」を「宇宙室長　サイバー政策室長」に、「中央アジア・コーカサス室長」を「中央アジア・コーカサス室長　官民連携推進室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「地域・学校支援推進室長」を「地域学校協働推進室長」に改める。

別表文化庁の部内部部局の項中「次長」を「地域文化創生本部長　次長　地域文化創生本部長代理」に、「文化財鑑査官」を「文化財鑑査官　地域文化創生副本部長」に、「課長補佐（総括）」を「事務局長　課長補佐（総括）」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「研究企画官」を「研究企画官　医療イノベーション企画官」に、「医療労働企画官」を「医療労働企画官　過重労働特別対策室長」に改め、同部国立感染症研究所の項中「インフルエンザウイルス研究センター長」を「インフルエンザウイルス研究センター長　薬剤耐性研究センター長」に改め、同部都道府県労働局の項中「地方訓練受講者支援室長」を「訓練室長」に改める。